

スポンサー様募集

このたび、2026年度の柔空会の活動において、さらなるサービス向上とより一層の地域貢献のため、企業様・個人の皆様に広くスポンサーのお願いをさせていただきます。

お申し出頂いた時点より約1年間の特典を付与させていただきますので、是非、お早めにご相談いただけますようお願い申し上げます。 **契約期間: 1年間**

<柔空会の活動理念>

武道を通じて肉体的、精神的な強さ、思考力、人格形成、護身を目指し、地域に根ざした道場として深井(大阪府堺市)の地で約7年半にわたり活動しております。私たちの使命は、日本の将来を背負って立つ人材、陰ながらコツコツと社会貢献できる人材の育成と、地域の活性化に貢献することです。



<子供たちの育成>

柔空会では、子供たちの成長をサポートするために様々な形を模索し提供しています。道場での稽古を通じて、声を出すことをはじめ、間違いを恐れず挑戦する心、人のお世話をする喜び、責任感、協力心、忍耐力を育み、優れた人間性を形成することに注力しています。

将来的には、ひとり親家庭や、経済的に苦しい家庭への支援(月謝支援)等も視野に入れていきます。



<地域に喜んでいただける道場づくり>

どなたでも参加できる健康増進や護身、親子や子供向けのイベントを企画運営しています。多くの方が柔空会道場を気持ちよく使っていただける在り方を今後も目指します。



<生徒の遠征旅費の援助>

道場生が地区大会や全日本大会、世界大会へ出場する際の旅費を少しでも援助できるよう、頂戴した協賛金額が20万円を超えた場合に、予算を立てて距離に応じた金額を援助します。



私たちは地域に根ざし、社会貢献に力を入れる道場として、皆様の温かいご支援により成長してまいります。スポンサーシップにご参加いただくことで、**貴社のビジネスの成功と社会的な貢献に寄与することをお約束**いたします。

企業様向けプラン

1万円プラン(2口)

- ①弊社HPフッター部分にリンクバナー設置

2万5千円プラン(5口)

- ①弊社HPフッター部分にリンクバナー設置
- ②SNSハッシュタグやHPリンクを投稿へ埋め込み
- ③道場内目立つ場所2箇所チラシ設置

5万円プラン(10口)

- ①弊社HPフッター部分にリンクバナー設置
- ②SNSハッシュタグやHPリンクを投稿へ埋め込み
- ③道場内目立つ場所2箇所チラシ設置
- ④下記のいずれか一つ選択
 - SNSエンドテロップに月に4回以上掲載
 - 月1回、SNSまたは生徒へ御社の指定文や画像を宣伝投稿

8万円プラン(16口)

- ①弊社HPフッター部分にリンクバナー設置
- ②SNSハッシュタグやHPリンクを投稿へ埋め込み
- ③弊社HPに特設サイトを作成
- ④道場内目立つ場所2箇所チラシ設置
- ⑤下記のいずれか一つ選択
 - SNSエンドテロップに月に4回以上掲載
 - 月1回、SNSまたは生徒へ御社の指定文や画像を宣伝投稿

10万円プラン(20口)

- ①弊社HPフッター部分にリンクバナー設置
- ②SNSハッシュタグやHPリンクを投稿へ埋め込み
- ③弊社HPに特設サイトを作成
- ④道場内目立つ場所2箇所にチラシ設置
- ⑤道場のメインカメラに映る横断幕ロゴ掲載(参照画像C・D)
- ⑥下記のいずれか一つ選択
 - SNSエンドテロップに月に4回以上掲載
 - 月1回、SNSまたは生徒へ御社の指定文や画像を宣伝投稿

20万円プラン(40口)

- ①弊社HPフッター部分にリンクバナー設置
- ②SNSハッシュタグやHPリンクを投稿へ埋め込み
- ③弊社HPに特設サイトを作成
- ④道場内目立つ場所2箇所にチラシ設置
- ⑤道場のメインカメラに映る横断幕ロゴ掲載(参照画像A・B)
- ⑥月1回、SNSまたは生徒へ御社の指定文や画像を宣伝投稿
- ⑦レンタルスタジオ(道場)6時間使用权
- ⑧SNSエンドテロップに月に4回以上掲載

主なSNS投稿先は下記



〒599-8236 堺市中区深井沢町3283 釜阪第2ビル 402号
柔空会 本部道場 代表師範 秋田健太郎

☎️ 072-220-2038 📞 090-8219-7702

✉️ info@ju-ku.club 🌐 www.ju-ku.club

スポンサー契約書

宣言

_____ (以下、甲という)と、柔空会 [StudioCK] (以下、乙という) は、下記のとおりパートナー契約を締結する。

1.目的

甲は乙の道場運営を支援し、乙は自社の活動において甲の企業イメージを高めることを主たる目的とする。

2.契約期間

本契約は、調印がなされた時点を開始日とし、一年間有効とする。
契約の更新は、甲乙間で毎年確認をする。

3.正式名称

「柔空会2025オフィシャルパートナー」とする。

4.協賛メリット

別紙参照とする。

5.対価

甲は乙に対し、本契約に基づいて支払う対価は、1年間で金_____万円成(うち消費税額等_____万円)とする。

6.報酬の支払方法

甲は、乙から乙指定の下記銀行口座に振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

[りそな銀行 深井支店 普通 0389763 アキタケンタロウ]

7.法令の遵守

甲及び乙は、本契約に基づく義務を遂行するにあたっては、関連する法令を遵守するものとする。

8.不可抗力条項

甲および乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、甲および乙の責めによらない火災、その他の不可抗力による本契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、相手方に対してその責任を負わないものとする。

甲および乙は、前項に定める事由が生じた場合は、ただちに相手方に通知をするとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くさなければならない。

第1項に定める事由が生じ、本契約の目的を達することが困難である場合、甲および乙は、協議の上で本契約を解除することができる。

9.秘密保持

甲又は乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

10.契約の解除

甲乙は各々の活動において、本契約違反、その他素行不良等、乙のイメージを害するをを害する事情が認められたときは、甲は本契約を解除することが出来る。

解除日以降甲は乙に対して、スポンサー料の支払いは一切行わない。解除が行われた場合、乙は、既受領の金員の返還は要しない。

11.信義則

本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈上の疑義については、甲・乙協議の上、これを解決する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲:

乙:〒599-8236 堺市中区深井沢町3283 釜阪第2ビル 402号
柔空会本部道場 代表師範 秋田健太郎
072-220-2038 / 090-8219-7702

